一般社団法人鳥取県労働基準協会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、「一般社団法人鳥取県労働基準協会」と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

２　この法人は、次のとおり従たる事務所（支部）を置く。

支部名	所在地
一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部	鳥取県鳥取市
一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部	鳥取県倉吉市
一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部	鳥取県米子市

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他労働基準関係法令の普及に努めるとともに、一般労働条件の確保・改善、労働災害の防止、健康の保持増進等を図るため必要な事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　会員間の連絡、調整に関すること

（２）　労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他労働基準関係法令、通達等の普及・啓発及び一般労働条件の確保・改善、労働災害の防止、健康保持増進等の普及・啓発支援の事業

（３）　労働安全衛生、労務管理、賃金及び労災補償に関する調査、研究、指導、顕彰の事業

（４）　労働安全衛生マネジメントシステムに関する指導、教育、審査等の事業

（５）　労働安全衛生法及び関係法令、指針、ガイドライン、通達等に定める技能講習及び教育・訓練（職業能力開発促進法に基づく職業訓練の実施を含む。）の事業

（６）　労務管理、産業安全及び労働衛生等に関する講習会、研修会、展示会等の開催の事業

（７）　会員を対象とする労働保険事務組合に関する事業

（８）　会誌、資料配布等による広報の事業

（９）　関係官庁及び関係諸団体との連携・提携に関すること

（10）　その他前条の目的を達成するため又は推進に資するために必要な事業

２　前項各号に掲げる事業は、鳥取県において行う。

第３章　会員

（法人の構成員）

第５条　この法人は、この法人の事業に賛同する次の会員をもって構成する。

（１）　正会員　　鳥取県内に所在する労働基準法適用事業場及び関係団体又は個人

（２）　賛助会員　この法人に対し寄付等賛助の実績がある団体及び個人又は学識経験者であって総会において承認されたもの。

２　前項の会員は、その所在地を管轄する第２条第２項に定める支部の会員となる。

３　第１項の会員のうち、５０会員（端数切り捨て）に１名の割合で支部ごとに会員による公正な手続きにより選出された会員を代議員とする。

なお、当該代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（１）　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。

（２）　正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

（３）　代議員選挙は２年に一度支部の会員会議と併せて実施することとし、代議員の任期は選任の２年後に実施される代議員選挙終了時までとする。

ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２６６条第１項、第２６８条、第２７８条及び第２８４条）を提起している場合（同法第２７８条第１項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（同法第63条及び第70条）並びに定款変更（同法第１４６条）についての議決権を有しないこととする。）

（４）　代議員が欠けたとき、又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

（５）補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される前述の代議員選挙終了のときまでとする。

（６）補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

①当該代議員が補欠の代議員である旨

②当該候補者を１人又は２人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

③同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の代議員）につき２人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

（７）第５号の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年

以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

（8）正会員は（会員は）、一般社団及び財団法人に関する法律に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

①法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

②法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

③法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

④法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

⑤法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

⑥法第 129 条第 3 項の権利（計算書類の閲覧等）

⑦法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）

⑧法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の会員になろうとするものは、理事会が定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び以後の毎年度、会員総会の決議を経て別に定める会費を納入する義務を負う。

（退会）

第８条　会員は、理事会が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

（会員資格の喪失）

第９条　会員が次に掲げる各号のいずれかに該当することになったときは、その資格を喪失する。

（１）　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（２）　第７条の会費を２年以上納入しなかったとき。

（３）　総正会員が同意したとき。

（除名）

第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）　この定款その他の規則に違反したとき。

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

（３）　その他除名すべき正当な事由があると認められるとき。

第４章　会員総会

（講成）

第１１条　会員総会は、第５条の手続きにより選出された代議員をもって構成する。
２　前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第１２条　会員総会は、次の事項について決議する。

（１）　会員の除名

（２）　理事及び監事の選任及び解任

（３）　理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

（４）決算の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）その他会員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１３条　会員総会は、定時会員総会として毎年１回事業年度終了後から３カ月以内に開催するほか、臨時会員総会として、必要のある場合に開催する。

（招集）

第１４条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。
２　総社員の１０分の１以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１５条　会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠席の場合は当該会員総会において代議員の中から選出する。
２　会員総会の招集は、少なくとも開催の日の１４日前までに、その会議の目的である事項並びに開催の日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議決権）

第１６条　会員総会の議決権は、代議員１名につき１個とする。

（決議）

第１７条　会員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
２　やむを得ない事由により会員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面をもって表決し、または所定の委任状により代理人を定めて表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用に当たっては、出席したものとみなす。
３　第１項の規定にかかわらず、次の議決は、代議員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）　会員の除名

（2　）監事の解任

（3）　定款の変更

（4）　解散

（5）　その他法令で定められた事項

4　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１８条　会員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）

第１９条　この法人に次の役員を置く。

（1）　理事　７名以上１０名以内

（2）　監事　３名以内

2　理事のうち１名を会長、２名を副会長、１名を専務理事とする。

3　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。ただし、専務理事は当法人が定める所定の手続きにより選考のうえ、会員総会の決議によって選任する。

2　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けて日常の業務を処理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5　代表理事及び業務執行理事は毎事業年度に４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２２条　監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２３条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

３　理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第１９条第１項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。ただし、専務理事が任期の途中において辞任により退任する場合は、当法人が定めた所定の手続きにより新たに選任された者が理事会の承認を得て会長の委嘱により就任することとし、任期は前任者の任期の満了するときまでとする。

（役員の解任）

第２４条　理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第２５条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、会員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第６章　理事会

（構成）

第２６条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２７条　理事会は次の職務を行う。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（招集及び議長）

第２８条　理事会は会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、副会長が議長となる。

（決議）

第２９条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要

件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第７章　事務局

（事務局）

第３１条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）

第３２条　この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

（１）　会費

（２）　事業に伴う収入

（３）　寄附金品

（４）　その他の収入

（資産の管理）

第３３条　この法人の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の決議による。

（資産の支弁）

第３４条　この法人の経費は資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算書）

第３５条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が毎事業年度の開始の日の前までに作成し、理事会の承認を受けるものとする。

２　第１項の事業計画書及び収支予算書については、直近に開催する会員総会に報告する。

（事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告）

第３６条　この法人の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第１号及び第２号並びに７号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については、承認を受けるものとする。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の付属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書　（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

（６）　財産目録

（７）　公益目的支出計画実施報告書

2　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（事業年度）

第３７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第９章　支部

（支部の設置）

第３８条　この法人は、事業の目的を円滑・適正に達成するため、鳥取県下の各労働基準監督署の管轄区域内にそれぞれ第２条第２項に定める支部を置く。

2　支部は本部の目的に合う会則を制定するとともに、事業計画を策定して活動を行い、定款に定める目的に沿って会員の連携、指導、相談等、地域の特性等に配慮した活動を行うものとする。

3　支部会則の制定及び変更に当たっては、会長の承認を得るものとする。

第１０章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３９条　この定款は総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４０条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分）

第４１条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第４２条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１１章　公告の方法

（公告の方法）

第４３条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の理事は移行前法人の理事が就任する。ただし、任期は第２３条第１項の規定にかかわらず、移行前法人における残任期とする。

この法人の最初の会長、副会長及び専務理事の氏名は次のとおりとする。

会長　　　田中義昌
副会長　　野津一成、井木久博
専務理事　高塚俊夫

3　この定款の施行後最初の代議員は、第５条第３項に規定する方法に準じた方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
最初の代議員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

大鳥機工株式会社	鳥取県鳥取市南栄町１９
大和建設株式会社	鳥取鳥取市天神町５－２
三洋製紙株式会社	鳥取県鳥取市古市１８５
中国電力株式会社鳥取支社	鳥取県鳥取市新品治１－２
株式会社コクヨＭＶＰ	鳥取県鳥取市湖山町南２－２０１
株式会社清水	鳥取県鳥取市古海５４２－１
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町６４５
日本通運株式会社鳥取支店	鳥取県鳥取市湖山町東５－２１６
株式会社藤原組	鳥取県鳥取市千代水１－１７
リコーマイクロエレクトロニクス株式会社	鳥取県鳥取市北村１０－３
日ノ丸自動車株式会社米子支店	鳥取県米子市祇園町２－２４１
日新林業株式会社	鳥取県境港市西工業団地８８
日本通運株式会社米子支店	鳥取県米子市流通町４３０－１７
中国電力株式会社米子営業所	鳥取県米子市加茂町２－５１
鳥取罐詰株式会社	鳥取県境港市弥生町２０６
株式会社米子高島屋	鳥取県米子市角盤町１－３０
日本交通株式会社米子営業所	鳥取県米子市目久美町５５
寿製菓株式会社	鳥取県米子市旗ケ崎２０２８
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原２－５－１
倉吉グンゼ株式会社	鳥取県倉吉市福吉町１１６８
鳥取県中部森林組合	鳥取県倉吉市大原１０３４－１
宝製菓株式会社	鳥取県東伯郡琴浦町逢束１０７５－２６５
中国電力株式会社倉吉営業所	鳥取県倉吉市駄経寺町２４５－６
馬野建設株式会社	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕１８４０－１
東宝企業株式会社	鳥取県倉吉市大正町２－９０
株式会社明治製作所	鳥取県倉吉市駄経寺町３９０
鳥取森紙業株式会社鳥取事業所	鳥取県東伯郡琴浦町逢束１０７５

4　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記及び一

般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が４月１日である場合を除き、第３７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

附則

1　この定款第１４条第１項（招集及び議長）の変更、第２０条第１項の変更、第２３条第３項の変更、第２８条第１項と２項の変更及び附則２の変更は平成２５年５月２３日から施行する。

附則

1　この定款第１２条、第１３条及び３６条第１項の変更は、平成２８年５月２７日から施行する。